



「おくやみガイドブック」について

令和4年3月25日

**死亡届出後に、ご遺族の方が必要となる手続き等をまとめた
「おくやみガイドブック」を作成しました**

亡くなられた方の年齢などにより、ご遺族が行う手続きはさまざまです。そこで、亡くなられた方の状況に応じて、市役所や市役所以外の関係機関等の手続きを一覧で確認できる「おくやみガイドブック」を配布し、手続きに係るご遺族の不安を解消するとともに、必要に応じて、より詳細な手続きについて、丁寧にご案内いたします。

○ **概要（別紙「おくやみガイドブック」のイメージ）**

(1) おくやみガイドブック（チェックリスト）

- ・ 亡くなられた方の状況に応じた、市役所や市役所以外の関係機関等の手続き一覧をチェックリストで確認できる。
- ・ 死亡届出時に葬祭事業者やご遺族の方に配布し、チェックリストを用いて、手続きを漏れなく行えるようにする。

(2) おくやみガイドブック（本編）

- ・ 市役所での手続き内容、持参するものや手続期限等、相談窓口等を詳細に案内した冊子
- ・ 市ホームページへの掲載をはじめ、チェックリストのQRコードから容易に閲覧し、ダウンロードできるようにするとともに、冊子を希望する方には、本庁や地区市民センター等の窓口で配布を行い、必要な手続きについて丁寧にご案内する。

○ **配布・周知窓口**

本庁市民課、地区市民センター及び出張所

○ **今後のスケジュール**

令和4年3月25日～ 本庁市民課窓口での配布開始
市ホームページへの掲載

3月28日～ 地区市民センター及び出張所窓口での配布開始

<問い合わせ先> 市民まちづくり部市民課 課長 田代 京子(028-632-2261)

「おくやみガイドブック」のイメージ

○おくやみガイドブック（チェックリスト）

Ⅰ 市役所での手続き一覧（チェックリスト）

※ 亡くなられた方についての主な手続きを掲載しています。該当するものにチェックしてご利用ください。なお、手続きに必要なものや詳しい内容等につきましては、市ホームページでご確認いただくか、下記担当課までお問い合わせください。（手続き窓口の「地区※」は、各地区市民センター・出張所です。）

区分	故人について	該当するもの	手続き	担当課	問い合わせ先	手続き窓口
住民登録	故人が亡くなって病院等から死亡診断書（死体検案書）を受け取った世帯主である 印鑑登録をしている 住民基本台帳カードを持っている マイナンバーカード、通知カード・個人番号通知書を持っている	<input type="checkbox"/>	死亡届の届出	市民課	☎028-632-2268 ☎028-632-2271 ☎028-632-5266	市民課（市役所1階）、地区※
		<input type="checkbox"/>	世帯主の変更			
		<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）の返納			
		<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードの返納			
健康保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書の取扱い 保険証の返還・再交付申請（世帯主の変更が生じた方が対象）	保険年金課	☎028-632-2320 ☎028-632-2324 ☎028-632-2316 ☎028-632-2308	保険年金課（市役所1階）、地区※ 市内金融機関 保険年金課（市役所1階）、地区※
		<input type="checkbox"/>	納付方法の変更			
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請 葬祭費の支給申請 給付費の申請請求等			
		<input type="checkbox"/>	未支給年金の手続き			
年金	国民年金（障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、遺族年金）を受給している 国民年金に加入している	<input type="checkbox"/>	未支給年金の手続き	保険年金課	☎028-632-2327	お問い合わせください
		<input type="checkbox"/>	死亡一時金の手続き			
		<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金の手続き			
		<input type="checkbox"/>	寡婦年金の手続き			
介護保険	65歳以上又は介護認定を受けている 高額介護サービス費等の支給を受けている 紙おむつを使用している	<input type="checkbox"/>	資格喪失の手続き、保険証の返還	高齢福祉課	☎028-632-2909	高齢福祉課（市役所2階）、地区※ 高齢福祉課（市役所2階） 担当課あて郵送可 高齢福祉課（市役所2階）、地区※ 担当課あて郵送可
		<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費等の手続き			
		<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入費振込口座の変更			
		<input type="checkbox"/>	紙おむつ購入費支給申請（未申請分）			
高齢福祉	高齢者福祉サービスを利用している	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）の返却手続き 保険適用外はリ・きゆう・マッソー・マッソー料助成券の返還	高齢福祉課	☎028-632-2359 ☎028-632-2360 ※「totra」や私戻しについては取扱窓口にお問い合わせください。	高齢福祉課（市役所2階） 関東自動車、JRバス関東の取扱窓口
		<input type="checkbox"/>	地域連携ICカード「totra」の私戻し			

○おくやみガイドブック（本編）

2 市役所での手続き	
2-1 住民登録	
死亡届の届出	
<p>故人が亡くなられた後、ご遺族の方が最初に行っていただく手続きになります。</p> <p>病院や医師から死亡診断書（死体検案書）を受け取ったら、死亡届を記入してください。死亡届を記入していただく方（届出人）は、故人の親族の方や同居者、家主の方等になりますが誰が届出たかが戸籍に記載されます。また使者として死亡届を窓口に持参するのは届出人でなくても構いません。</p> <p>届出後、火葬許可証を発行します。火葬の予約をしてから、窓口にお越しください。</p>	
<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>届出人の印鑑（火葬許可証の申請に使用）</p> <p><input type="checkbox"/>死亡届及び死亡診断書（死体検案書）</p> <p>※ A3の用紙の右側が死亡診断書（死体検案書）で左側が死亡届になっているのが一般的です。</p> <p><input type="checkbox"/>後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が届出人になる場合は、資格が分かる登記事項証明書等の原本（その届出人が法人である場合は、併せて代表者事項証明書等の原本も必要）</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>（届出、戸籍記載） 市民課戸籍グループ ☎028-632-2268 （届書記載事項証明書） 市民課証明グループ ☎028-632-2267</p>
<p>◆期限</p> <p>亡くなったことを知った日から7日以内</p>	<p>◆手続き窓口</p> <p>市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>
<p>◆その他</p> <p>火葬許可証は、火葬の際と納骨の際に使用しますので、紛失しないようにご注意ください。故人の死亡の記載がされた除籍謄本等は本籍地の市区町村に申請いただくこととなりますが、届出から発行までにはお時間をいただきます。目安としては、本市に届出をした場合、本市に本籍がある方は約2週間、本籍が他市区町村の方はさらに1週間以上かかりますのでご了承ください。なお、本市に本籍がある方の届出後の戸籍記載が済んでいるかのお問い合わせは、必ず届出人の方からしていただくようお願いいたします。</p> <p>※ 死亡届及び死亡診断書（死体検案書）は提出いただき受理となりますと、届出人を変更したい場合やコピーが必要だったなどの理由があっても、お返ししたりコピーすることはできません。他の手続きで届書の控え（コピー）が必要な方は、窓口へ提出する前にコピーをお願いします。なお、市が証明した届書の写し（届書記載事項証明書）が必要な方は、取得可能かどうか事前にお問い合わせの上、ご請求ください。</p>	
世帯主の変更	
<p>以下のすべてに該当する場合は世帯主変更の手続きをしてください。</p> <p>①故人が世帯主であった</p> <p>②同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いる</p>	
<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類</p> <p>※ 届出人が故人と別世帯の場合は故人と同一世帯であった方の委任状が必要となります。</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>市民課住民グループ ☎028-632-2271</p>
<p>◆期限</p> <p>すみやかに</p>	<p>◆手続き窓口</p> <p>市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>
印鑑登録証（カード）の返納	
<p>故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録は抹消となります。</p> <p>同時に、印鑑登録証（カード）は無効なものとなります。</p> <p>※ 遺族の方による処分も可能ですが、返納をご希望の場合は、窓口までお持ちください。</p>	
<p>◆手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>故人の印鑑登録証（カード）</p>	<p>◆問い合わせ先</p> <p>市民課住民グループ ☎028-632-2271</p>
<p>◆期限</p> <p>返納の期限なし</p>	<p>◆手続き窓口</p> <p>市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所</p>